

平成31年度 第1回 上市町地域公共交通活性化協議会

(仮称) 上市町地域公共交通活性化協議会の設立について

(仮称) 上市町地域公共交通活性化協議会の設立について

① 活性化協議会の創設の経緯

昨年度、町において町営バス路線再編検討調査を実施したところ、コンセプトである「小中学生の足の確保」と「交通弱者の足の確保」を今後とも持続可能な仕組みとして実施するためには、町営バス単一の運行計画ではなく、町の交通モード（地鉄（電車）やタクシー 等）を一体的に検討し公共交通機関全体の連携を強化することが必要となりました。

② 公共交通網形成計画の策定

公共交通は「移動を支える足」であり、公共交通機関全体の連携強化への取り組みは、交通分野のみならず、まちづくり、観光、健康、福祉、教育、環境といった様々な分野において大きな効果をもたらすものと考えます。

こうしたことから、町としては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「上市町公共交通網形成計画」を本年度に作成することとしました。

※公共交通網形成計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（公共交通活性化再生法）（H26改正）に基づき、地域戦略の一環として持続可能な公共交通ネットワークを形成し、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めることができるもの。

③ (仮称) 上市町地域公共交通活性化協議会の設立について

公共交通網形成計画を策定するためには、交通分野だけでなく、交通に係る様々な分野の関係者にも参画頂いた協議会を設立する必要があります。

このため、これまで町営バスの運行に関しては町、道路管理者、公安関係、利用者代表の方々により組織された「上市町地域公共交通会議」により議論を重ねて町営バスの路線変更等の議論を行ってきましたが、この組織を改組し「(仮称) 上市町地域公共交通活性化協議会」として設立したいと考えています。

(案)

上市町地域公共交通活性化協議会規約

平成31年4月 日制定

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。（以下「法」という。））第6条第1項に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な乗合旅客輸送の確保、利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスのあり方等に関することを協議するため、上市町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を富山県中新川郡上市町法音寺1番地（上市町役場内）に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる協議を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業に実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃等に関すること。
- (5) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要とされる事項。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に以下の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
- 2 会長は上市町副町長をもって充てる。
 - 3 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
 - 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。但し、協議会設立当初の委員の任期は令和3年3月31日までとする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

4 欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長を務める。但し、設立当初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議決方法は、全会一致を原則とする。但し、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

(書面による議決)

第8条 軽微な案件については、会長は委員に対し、書面により賛否を求め、これをもって会議の議決に代えることができる。

(作業部会)

第9条 第3条各号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、上市町企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月 日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名等	役職
上市町	副町長
富山地方鉄道株式会社自動車部運行管理課	課長
富山地方鉄道株式会社鉄軌道部営業課	課長
旭タクシー株式会社	代表取締役
有限会社GM交通	代表取締役
公益社団法人富山県バス協会	専務理事
富山県交通運輸産業労働組合協議会	議長
富山県警察上市警察署	交通課長
富山県土木部富山土木センター立山土木事務所	工務課長
上市町建設課	課長
学識経験者	
上市町区長協議会	会長
上市町社会福祉協議会	会長
富山県立上市高等学校	校長
上市町立上市中学校	校長
上市町立上市中央小学校	校長
上市町商工会	会長
上市町観光協会	会長
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局	首席運輸企画専門官（企画調整担当）
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局	首席運輸企画専門官（輸送監査担当）
富山県観光・交通・地域振興局 総合交通政策室	地域交通担当課長
上市町役場安全運転管理者（総務課）	課長
上市町福祉課	課長
上市町産業課	課長
上市町教育委員会事務局	局長